

14 荘園の発生と大規模荘園の成立

～県内の事例からみる荘園の成立～

1 県内に出現した荘園

743（天平15）年に墾田永年私財法が公布され、開墾した田地の永久私有が認められることとなった。この法令を契機として、中央の貴族や寺院は地方豪族とむすんで大規模な開発を行うとともに、買得による私有地も広げ大土地所有が始まっていった。このようにして成立した8～9世紀の荘園を初期荘園とよんでいる。

それでは、いつごろ史料上に静岡県内の荘園があらわれるのであろうか。『日本三代実録』864（貞観6）年3月4日庚寅条によれば、内蔵寮の所領であった遠江国長上郡の田地164町が貞観寺に施入（寺社に寄進すること）されている。次いで『日本三代実録』865年9月14日壬辰条によれば、遠江国長下郡の水田12町も貞観寺に施入されている。貞観寺は、藤原良房と僧真雅により建立された嘉祥寺の西院が、862年に独立して貞観寺と称した寺院であり、現在の京都市伏見区内にあったがその後廃絶した。〈史料1〉の872年に作成された『貞観寺田地目録帳』は貞観寺領の田地を詳細に記録したものであり、諸国にわたる貞観寺の寺領を知る上で貴重な史料である。この史料では、長上郡の所領を市野庄（庄）といい、遠江国長下郡の所領を高家庄（庄）といった。市野庄はその約4割が未開発地であり、高家庄は荒田となり、もと清原池貞の一身田であったことがわかる。市野庄は浜松市東区市野町付近に比定されており、中世の史料

貞観寺田地目録帳事 合柴佰伍拾伍町柒段捌拾貳歩
熟田三百廿七町七段二百卅二歩
荒田百卅八町三段八十六歩
未開地二百七十一町六段一歩
島八町百十三歩
〔中略〕
遠江国庄二処 地百七十九町九段三百廿四歩
市野庄地百六十七町在長上郡、
熟田九十五町一段百六十四歩
未開地七十一町八段百九十六歩
已上、内蔵寮庄、依太政官去貞観六年三月四日符一施入、
高家庄地十二町九段三百廿四歩荒、在長下郡、
已上、清原池貞一身田、依太政官去貞観七年九月十四日符一施入、
〔後略〕
〔静岡県史〕資料編4古代 278頁

比定されており、中世の史料には「市野郷」の名がみえる。高家庄の所在は不明であるが、磐田市の天竜川河口付近とする説もあり、天竜川の洪水のため荒れ地となっていたことが考えられる。

初期荘園では、荘園領主は律令国家の地方支配機構を利用して国司や郡司に経営をまかせ、班田農民の小作である賃租による労働に依存していた。そこで国郡制の変質とともに、初期荘園の多くは10世紀までに衰退していったといわれる。市野庄も高家庄もその後の史料にはみえない。

2 県内における領域型荘園の成立

また一方では、開発領主が所領を中央の権力者である貴族や寺社に寄進することによって寄進地系荘園が成立し、11世紀半ばには各地に広がった。この時期になると静岡県にも多数の荘園が

生まれ、なかでも遠江国には、莊園を設立する際の手続きである立券による四至勝示により、広大な地域を囲い込んだ領域型莊園がいくつも成立することが特徴である。その代表例が池田莊であり当時の豊田郡内にあった。

池田莊の成立は長承年間（1132～1135）あるいはそれ以前にさかのぼり、白河・鳥羽院政と密接な関連をもっていた。その後池田莊は、1170（嘉応2）年に池田莊の領主であった太皇太后宮権大夫藤原俊盛から、松尾社へ寄進されることとなった。俊盛は、後白河上皇の近臣であり、遠江国の知行国主ともなり子息季能を遠江守としていた。松尾社とは京都市西京区に鎮座する松尾大社のことである。この地方を開拓した秦氏によって祭られた古社であり、平安遷都後には王城鎮護の神として重要視された。その神領は平安時代に拡大の一途をたどり、全国各地に莊園をもった。

ところが池田莊の四至の勝示を打ち立券しようとしたところ、南西に接する川勾莊との間で境界をめぐる相論となった。この相論は太政官に提訴されると高倉天皇の宣旨が下され、池田莊の主張どおりに境界が決定された。続いて1171年2月19日に宣旨に従い、現地で池田莊と川勾莊の境界が確認され、立券作業が終了して立券文が作成された。

立券
〈史料2〉

言上 松尾社御領遠江国池田庄壹処事
在管豊田郡内

四至

限東天龍河 限南塩海并宮崎
限西長田長上両郡境 限北字江墓楊田

勝示

壹所良富田郷拾柒坪勾坂境古河
壹所坤倉所南海際川勾庄粟
壹所乾中村壹坪羽鳥庄与美蘭御厨境
壹所巽文三嶋南崎海際

協勝示

壹本東天龍川渡中須
壹本北富田一里式坪羽鳥庄境北中心
壹本西池田伍坪蒲御厨与川勾庄境
壹本西高木明神本
壹本西高木郷拾叁坪畠川勾庄境

〔後略〕

〔静岡県史〕資料編4 古代
84頁

〈史料2〉（『遠江国池田莊立券状』）はこの立券文案であり、松尾大社所蔵文書として伝えられたものである。史料に残る地名と現在の地名とを比べて推定すると、池田莊は南北に長い台形状で、天竜川下流域一帯の磐田市から浜松市にまたがる、約20km²もの広大な領域をもった莊園であった。この立券文案は、立券当時の莊園の構造がよくわかる貴重な史料である。

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編1 原始・古代 第3編第2章第4節 他

『浜松市史』一 古代編 第5章第3節

谷岡武雄「天龍川下流域における松尾神社領池田莊の歴史地理学的研究」（『史林』49巻2号）